

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当り  
たると翌日)

## ◇ 告 示 目 次

- 生活保護法による医療機関の指定
- 生活保護法による指定医療機関の所在地の変更
- 被爆者一般疾病医療機関の指定
- 土地改良区の設立認可の適否の決定
- 土地改良事業計画の適否の決定 (二件)
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業の認可
- 土地改良法による換地計画の適否の決定 (三件)
- 公有水面の埋立ての免許の出願
- 基本測量の実施
- 基本測量の終了
- 道路の区域の変更
- 過疎地域対策緊急措置法による町道の改築に関する工事の実施
- みつばちの腐蛆病<sup>そ</sup>の発生
- 選挙管理委員会の招集

## 告 示

### 鳥取県告示第七百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十四年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岡崎内科医院	米子市皆生二五七ノ一七	昭和五十四年八月三十一日

### 鳥取県告示第七百六十九号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	足立歯科医院	所在地	境港市明治町八番地	変更年月日	昭和五十四年八月一日
	変更前		境港市上道町 一九八九番地		
変更後					

鳥取県告示第七七十号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十四年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	昭和五十四年七月十六日	名称	本家内科	所在地	八頭郡若桜町大字浅井二五九ノ三
-------	-------------	----	------	-----	-----------------

鳥取県告示第七七十一号

昭和五十四年五月七日付けで気高郡鹿野町大字小別所一九三番地井上信男ほか三十三人の者から申請のあつた逢坂土地改良区の設立認可について

は、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年九月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

気高町役場及び鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七七十二号

昭和五十四年六月二十八日付けで北条町土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（松神地区農業用排水と農道整備、暗渠排水を一体とした）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第七項において準

用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年九月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場及び東伯郡北条町大字土下一二番地 北条町土地改良区

事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百七十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十四年六月二十七日付けで岩美郡福部村大字湯山七三三番地山本義朗ほか十七人の者から申請のあった県営で行う土地改良(福部地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備)事業に係る土地改事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良(福部地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備)事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年九月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第七百七十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十四年三月三十日付けで気高郡鹿野町大字小別所一九三番地井上信男ほか三十三人の者から申請のあった県営で行う土地改良(逢坂地区ほ場整備)事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良(逢坂地区ほ場整備)事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年九月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

気高町役場及び鹿野町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第七七十五号

昭和五十四年七月五日付けで溝口町から申請のあつた土地改良(宮原地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年九月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七七十六号

大山町から申請のあつた町営土地改良(向原地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年九月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七七十七号

昭和五十四年八月二十三日付けで溝口町から申請のあつた池田地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年九月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百七十八号

昭和五十四年八月二十三日付けで溝口町から申請のあつた富江(明地)

地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法

(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法

第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、

次のとおり告示する。

昭和五十四年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年九月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百七十九号

昭和五十四年八月二十三日付けで溝口町から申請のあつた富江(一の段)

地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法

(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法

第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、

次のとおり告示する。

昭和五十四年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年九月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百八十号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法(大正十一年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県農林水産部漁港課及び気高町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和五十四年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

酒津漁港管理者 鳥取県 鳥取県知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇番地

二 埋立区域

(一) 位置

気高郡気高町大字酒津字村東の切三七一ノ四一地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び④の地点と①の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 酒津漁港東三号防波堤灯台(北緯三五度三一分二〇秒東

経一三四度五分二七秒)から一九〇度〇〇分一六〇・〇メ

ートルの地点(以下「A地点」という。)から二〇三度三

〇分二二・八メートルの地点

②の地点 A地点から二二五度四〇分三三・四メートルの地点

③の地点 A地点から二七六度三〇分二八・五メートルの地点

④の地点 A地点から二九七度三〇分一五・六メートルの地点

(三) 面積

四一四・二六平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

気高郡気高町大字酒津字村東の切三七一ノ四一地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び⑥の地点と⑦の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

⑦の地点 A地点から一七四度五〇分二九・二メートルの地点

④の地点 A地点から二二二度三〇分四七・三メートルの地点

⑤の地点 A地点から三二二度三〇分七九・七メートルの地点

⑥の地点 A地点から二三度一〇分九四・五メートルの地点

⑦の地点 A地点から八〇度四〇分五九・〇メートルの地点

⑧の地点 A地点から一一〇度三〇分一〇・八メートルの地点

⑨の地点 A地点から一七度三〇分一六・三メートルの地点

⑩の地点 A地点から三二五度三〇分一四・五メートルの地点

(三) 面積

七、八九三・〇七平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

五 出願年月日

昭和五十四年八月二十五日

鳥取県告示第七百八十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量(土地利用調査)

二 作業期間

昭和五十四年九月二十日から同年十一月十九日まで

三 作業地域

米子市、淀江町、大山町、岸本町、会見町及び溝口町

鳥取県告示第七百八十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定に基づ

き、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量(五万分の一集成図「大山・森山」の調査)

二 作業地域

関金町、大栄町、東伯町、赤碓町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町及び中山町の全部並びに米子市、倉吉市、三朝町、北条町、西伯町、日南町、日野町、江府町及び溝口町の一部

三 終了年月日

昭和五十四年八月三十一日

鳥取県告示第七百八十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五四三年六月から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十四年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	区間	変更前敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	郡家鹿野気高線	八頭郡船岡町大字船岡字下向田二四五の二地先から同大字中道一番一、一五六の二地先まで	六・五	六二〇・〇
		八頭郡智頭町大字口字波字迎谷八八六の一番地先から同大字字宮ノ前四〇三番地先まで	二二・〇〇 四〇〇・五	四九六・九
"	津山智頭八東線	八頭郡智頭町大字八河谷字小柳谷口一二番地先から同大字字下迎一二三の一地先まで	四・〇	一、〇三〇・〇
		八頭郡智頭町大字八河谷字小柳谷口一二番地先から同大字字下迎一二三の一地先まで	七・〇〇 一七・〇	九六〇・〇
"	"	八頭郡船岡町大字下野字才ノ木二四二の二番地先から同大字字田中下多分二九の一番地先まで	九・二五 二〇・〇	二五〇・〇
		八頭郡用瀬町大字美成字王子畑口林ノ下四五七番地先から同大字字上ノ田二六六番一地先まで	一・七	三七〇・〇
"	"	八頭郡船岡町大字船岡字下天満五三九の三番地先から同大字字中道一番一五一の四番地先まで	六・五	六二〇・〇
		八頭郡船岡町大字船岡字下天満五三九の三番地先から同大字字中道一番一五一の四番地先まで	四・〇 九・五	三五〇・〇
"	"	八頭郡河原町大字袋河原字上	四・二	五〇〇・〇
		八頭郡河原町大字袋河原字上	七・〇〇 二〇・〇	三四〇・〇
"	"	八頭郡河原町大字袋河原字上	四・二	五〇〇・〇
		八頭郡河原町大字袋河原字上	七・〇〇 二〇・〇	三四〇・〇

道路の種類	路線名	区間	変更前敷地の幅員メートル	延長メートル	
"	"	河原郡家線	河原四七五番一地先から同大字中古川四五三番六地先まで	四・〇	
		河原郡家線	河原四七五番一地先から同大字中古川四五三番六地先まで	三・〇 三・五	一、五〇〇・〇
"	"	鳥取鹿野倉吉線	鳥取市高路字滝ノ元二六八番三地先から同市高路字上樋話ノ式一六一番一地先まで	七・〇〇 二二・〇	九六〇・〇
		鳥取鹿野倉吉線	鳥取市高路字滝ノ元二六八番三地先から同市高路字上樋話ノ式一六一番一地先まで	三・五〇 一〇・〇	三〇〇・〇
"	"	鳥取国府岩美線	岩美郡岩美町大字洗井字無島上土居一〇三番地先から同町大字蒲生字下真門二一四三番地先まで	八・〇〇 二五・〇	二、三七五・〇
		鳥取国府岩美線	岩美郡岩美町大字洗井字無島上土居一〇三番地先から同町大字蒲生字下真門二一四三番地先まで	三・二 二・四	四〇二・〇
"	"	新見多里線	日野郡日南町豊栄字宮ノ上ミ道下タ六九六番一地先から同町豊栄字高橋一、二四二番一地先まで	八・〇 一九・二	三八四・〇
		新見多里線	日野郡日南町豊栄字宮ノ上ミ道下タ六九六番一地先から同町豊栄字高橋一、二四二番一地先まで	三・三 三・五	六七三・〇
"	"	新見日南線	日野郡日南町生山字板井谷山六二五番一五地先から同町生山字河原田四九三番一八地先まで	八・〇 一九・二	六六三・〇
		新見日南線	日野郡日南町生山字板井谷山六二五番一五地先から同町生山字河原田四九三番一八地先まで	三・二 九・三	七三三・五
"	"	横田伯南線	日野郡日南町福万来字観音谷尻道下タ一七八四番地先から同町福下来字細工谷六九一番一地先まで	六・〇 三三・六	五〇〇・〇
		横田伯南線	日野郡日南町福万来字観音谷尻道下タ一七八四番地先から同町福下来字細工谷六九一番一地先まで	八・三 三二・六	七二五・〇

淀江岸本線		名和岸本線	原道西伯根雨線	国道百八十号			上徳山俣野江府線		
西但郡淀江町中間字前田一九番地先から同町中間字河道ノ上六一八番一地先まで		西伯郡岸本町丸山字上ノ成一七八六番九地先から同町丸山字南屋敷三〇八番一地先まで	西伯郡大山町赤松字中横原五七二番六地先から同郡岸本町丸山字横原下一五三二番一地先まで	西伯郡西伯町中宇山ノ神谷山七〇四番地先から同町中宇山田八〇番一地先まで	西伯郡西伯町大木屋字口日三九番二地先から同町大木屋字柿木日一九二	日野郡日野町久住字野古路一、〇二三番一地先から同町久住字大澤道上工九二三番地先まで	日野郡日野町中菅字土居之内三三二番一地先から同町中菅字峠田道下夕二一九番一地先まで	日野郡江府町大字武庫字今市四五〇番二地先から同大字字前田七四番一地先まで	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
二・三・五〇	四・一三〇	八・二二・五	五・八・八	九・二五・〇	三・九・〇	二・七・五	一・〇・七	四・六・〇	一
五四二・六	五四五・〇	一、一六〇・〇	八〇八・〇	一、八二七・〇	一、〇二〇・〇	一、〇四〇・〇	二〇六・〇	五七七・〇	一

西伯伯太線	大山佐摩線	米子環状線	加茂御来屋線	岩屋谷米子線	金屋谷米子線		伯太岸本線		
西伯郡西伯町法勝寺字大王堂三三一番一地先から同町法勝寺字屋敷三〇〇番地先まで	西伯郡大山町豊房字四方垣一、一八七番一地先から同町豊房字小早田一、一七八番一地先まで	米子市東福原字沖林ノ拾巻一、四九八番五地先から同市西福原字堀川尻戊一、六〇六番一地先まで	西伯郡名和町東坪字陳構二五〇三番四地先から同字一、二九七番二地先まで	米子市下安曇字梶田五八番一地先から同市青木字永江前五三三番一地先まで	西伯郡岸本町丸山字的場八二番一地先から同町丸山字赤溜五三七番地先まで	西伯郡岸本町坂長字西塚チル一八四八番六地先から同字一八四八番五地先まで	西伯郡会見町寺内字才ノ木六一八番三地先から同町寺内字前田四八三番五地先まで		
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
八・〇	九・一〇・三	一〇・七・七	四・八・〇	九・二・五	七・一〇・三	九・二・〇	二・二・五	八・四・五	一・四・五
二〇〇・〇	一八八・四	六二五・〇	六二五・〇	一、二九〇・〇	四九六・〇	四三三・〇	四二〇・〇	四二〇・〇	四二〇・〇

" 一般 百七十九号	東伯郡三朝町木地山字家の廻 六二四番一地从り同町木地 山字五輪原五五二番地先まで	変更後 一・一・五 四一・〇	変更前 六・六 八・二	三二四・五〇	" "	東伯郡三朝町木地山字塚ノ本 八四〇番三地从り同字八六 一番一地从り先まで	変更後 二・二・五 二五・〇	変更前 八・九 一一・八	一九六・五	" 県道 倉吉田良線	東伯郡大栄町瀬戸字橋向一五 九番二地从り同町瀬戸字歩 行田二〇八番一地从り先まで	変更後 九・八 二二・〇	変更前 三・〇 九・九	四九四・〇	" 赤碓大山線	東伯郡赤碓町尾張字尾張谷三 六四番一地从り同字三六 四番一地从り先まで	変更後 一・〇 二八・〇	変更前 六・九 一・〇	八九・〇	" 三朝中線	東伯郡三朝町神倉字木長六六 〇番一地从り同字六六三番 一地从り先まで	変更後 一・〇 三二・四	変更前 四・六 九・〇	一七六・五	" "	東伯郡三朝町神倉字山垣一、 一〇五番一地从り同町丹戸 字ヶ坂一八五番四地先まで	変更後 八・四 三三・〇	変更前 五・五 一〇・八	一〇〇・五	" 倉吉赤碓中 山線	倉吉市服部字竹下一、四三八 番地先から同市服部字大日前 一、二九〇番地先まで	変更後 一・一 三二・〇	変更前 四・〇 九・五	九四八・〇	" 倉吉福本線	倉吉市広瀬字白山八一七番一 地先から同市広瀬字角原八五 二番一地从り先まで	変更後 七・八 二五・四	変更前 三・〇 六・〇	一〇六・〇
" 倉吉東伯線	倉吉市津原字西焼ス五九六番 二地先から同字五九〇番三 地先まで	変更後 二・二 二〇・〇	変更前 二・五 三・五	五〇・〇	" "	倉吉市津原字西焼ス五九〇番 一地从り同市津原字小河原 五四一番一地从り先まで	変更後 一・三 三二・〇	変更前 二・五 四・〇	一一一・〇	" 如來原倉吉 線	東伯郡関金町野添字笹ヶ平四 六七番一四三地从り同町堀 字下野平ル二六三番地先まで	変更後 三・五 八・〇	変更前 二・四 八・七	一一一・〇	" 倉吉江北線	倉吉市巖城字上屋敷前八二九 番地先から同市巖城字東中田 一、〇一一番地先まで	変更後 六・七 七・六	変更前 二・八 四・七	八三三・〇	" 福光北条線	東伯郡北条町北尾字式ノ坪九 四番五地先から同町弓原字灘 山九六三番地先まで	変更後 五・三 三・〇	変更前 一 一	一九三六・〇	" 木地山倉吉 線	東伯郡三朝町字家の廻六八〇 番地先から同字六二四番一 地先まで	変更後 六・四 八・二	変更前 一 一	二六一・〇	" "	東伯郡三朝町下谷字向う河原 五四八番一地从り同字五四 六番地先まで	変更後 八・四 三三・六	変更前 三・三 六・六	二二七・〇	" 羽出三朝線	東伯郡三朝町田代字橋ノ谷六 九九番一地从り同町田代字 四十曲谷六九六番二地先まで	変更後 五・八 二一・〇	変更前 二・九 五・九	九四・〇

"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	線 上大立大栄	"	杉下倉吉線	古長杉下線
倉吉市下福田字中島二三二番地先から同市下福田字竹下夕五三七番地先まで	倉吉市大立字竹花六六二番一地从先から同市大立字前田五一番一地从先まで	倉吉市大立字前田四九七番一地从先から同字四九七番一地从先まで	倉吉市上大立字立縄四六四番二地从先から同字四六四番一地从先まで	倉吉市大立字栗木字四四五番一地从先から同字四四五番一地从先まで	東伯郡大栄町上種字東峰八九番一地从先から同字一〇九番一地从先まで	東伯郡大栄町東高尾村字下野山一三八番地先から同町上種字東峰八六番一二二地先まで	東伯郡東伯町八反田字屋敷一五三番一地从先から同町宮場字上一原三〇番一地从先まで
変更後 〇・三・八 二・三・四	変更前 〇・三・八 五・八・〇	変更後 〇・八・九 一・九・四	変更前 〇・六・〇 四・五・九	変更後 〇・二・六 一・二・〇	変更前 〇・五・二 四・二・〇	変更後 〇・二・七 一・五・〇	変更前 〇・三・八 二・三・五
三四八・〇	八五五・〇	八九・〇	六〇・〇	九七・五	五九・〇	二七・〇	七八・〇

"	"	"	"	"	"	"	"
"	淀江岸本線	"	鳥取県 西町鳥取停車場線	道の種類 路線名	大柿上小鴨 停車場線	国道号 一般三百七十三	"
変更後 米子市尾高字南屋敷一、七三番地先から西伯郡岸本町大殿字中上島五〇番五地先まで	変更前 米子市尾高字南屋敷一、七三番地先から西伯郡岸本町大殿字中上島五〇番地先まで	変更後 鳥取市西町二丁目一五三番地先まで	変更前 鳥取市今町二丁目一〇一番地先から同町二丁目一五二番地先まで	後 区	倉吉市菅原字馬ツギ五〇番地先から同字四九番地先まで	八頭郡智頭町大字毛谷字家の前五二番二地先から同町大字篠坂字古川筋八五番一地先まで	大柿上小鴨 停車場線
〇・九 四・六・五	〇・九 四・六・五	〇・四 一・五・〇	〇・一 一・七・〇	間 敷地の幅員 メートル	変更後 〇・六 二・五・九	変更前 〇・二 二・〇・〇	変更後 〇・二 二・〇・〇
五、五六九・〇	五、五六九・〇	四、五七五・〇	一三九・〇	延 メートル	四四〇・〇	七一・三	五四・〇

	一般 国道 百七十九号							
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	尾高淀江線
倉吉市国分寺字東畑三三二番 一地从り同大字東前三九 四番三地从り	倉吉市円谷字西商殿六〇番七 地先から同市殿城字西田開二 六九番二地先まで 倉吉市円谷字西高殿六〇番七 地先から同市殿城字安田開二 六九番二地先まで	倉吉市円谷字西高殿六〇番七 地先から同市殿城字安田開二 六九番二地先まで	米子市彦名町字敷中下四、一 七二番一地从り同市灘町二 丁目四七番地先まで	米子市彦名町字大吉四、一七 一番一地从り同市灘町二丁 目五二番五地先まで 米子市安倍一九二番三地从り 同市灘町二丁目四七番地先 まで	米子市彦名町字大吉四、一七 一番一地从り同市灘町二丁 目五二番五地先まで 米子市安倍一九二番三地从り 同市灘町二丁目四七番地先 まで	西伯郡淀江町平岡字西小原一 三二番一地从り同大字字荒 神谷一九五番一地先まで	西伯郡淀江町平岡字西の谷一 三四番一地从り同字一四八 番一地先まで	
二・九 八・三	二・〇 四・〇 四・〇 四・〇	四・〇 四・〇	一〇・〇 二・二・〇	四・三 八・〇	四・三 八・〇	二・〇 三九・〇	六・〇 七・五	
六八五・〇	一、〇一〇、〇 三、一九七・〇	三、一九七・〇	四、一〇六・〇	四、二七六・七 一、六三五・〇	四、二七六・七 一、六三五・〇	五七〇・〇	一八五・〇	

				県道福光北条線
	鳥谷北条線			
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
東伯郡大栄町鳥字新橋元二三 九番三地从り同大字字新橋 向一一九番一〇地先まで	東伯郡大栄町鳥字新橋元二三 九番三地从り同大字字新橋 川端一一五番一地先まで	倉吉市国府郷塚六〇三番一 地先から同大字字北内五五四番 地先まで	倉吉市国府字東前四六四番地 先から同大字字北内五五四番 地先まで	倉吉市国分寺字東畑三三二番 一地从り同大字字郷塚六〇 六番四地先まで
七・五 二八・〇	四・六 七・五	一四・五 四七・五	三・〇 六・八	七・〇 二三・〇
九一・三	八二・〇	三六九・八	二八二・二	六、一二八・〇

**鳥取県告示第七百八十四号**  
 過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第十三条第一  
 項の規定に基づき、町道の改築に関する工事を次のとおり行うので、過疎  
 地域対策緊急措置法施行令（昭和四十五年政令第四百四号）第六条第二項の  
 規定により告示する。

昭和五十四年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の開始の日
丹比縦貫線	八頭郡八東町大字妻鹿野字滝谷土屋六九 一番地先から同大字字方祖原一、六五〇 番一 địa先まで	改築	昭和五十四年 九月十五日

鳥取県告示第七百八十五号

みつばちの腐蛆病が発生したので、みつばちについての腐蛆病予防に関する規則（昭和三十一年四月鳥取県規則第二十七号）第五条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

発 生 年 月 日      発 生 場 所      発 生 群 数      摘 要

昭和五十四年九月七日      東伯郡関金町明高      一群      焼却処分とする。

”      ”      四六七―七〇野添      十一群      ”

”      ”      三朝町恩地      三群      ”

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十二号

昭和五十四年第九回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十四年九月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

- 一 日時 昭和五十四年九月十三日（木） 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査について